

平成28年第3回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年2月17日（水）

午前9時30分

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第7号 旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第8号 県費負担教職員に係る異動内申について
議案第9号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校教育改革室長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、文化財課長 三上 敏彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、学務健康課総括主幹兼管理主事兼指導主事 成田 隆道

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前9時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成28年第3回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に3番佐々木健委員と4番土居真理委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が3件ですが、議案第8号及び議案第9号は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第8号及び議案第9号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

・議案第7号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第7号旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 議案第7号旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、特別職の職員の給料月額等の改定に準じ、教育長の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

条例の題名に「旧」と付いておりますが、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長の身分が特別職とされたことに伴い、平成27年4月1日に廃止されておりますが、法改正の施行期日以降も現教育長の任期が満了するまでは、この条例に基づき給料等を支給するという経過措置規定が適用されているため、廃止期日以降は「旧」を付けて支給根拠としているものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

今回の改正内容は、教育長の期末手当の支給割合と給料月額を改正するものであります。

はじめに、期末手当の支給割合であります。市の特別職の支給割合に準じて年間0.05月分引き上げようとするものであります。本年度につきましては、6月、12月ともに支給済みであることから、年間の引き上げ分を12月の支給分にまとめる形で0.05月分引き上げし、来年度からは、6月、12月の支給分に分けてそれぞれ0.025月分を引き上げるものであります。

次に、給料月額につきましては、弘前市特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、市長の給料が平成28年度から5.61%増額改定することになりました。教育長の給料は、これまで市長の給料の改定率に準じておりますので、今回も同様に増額改定するもの

であります。ただし、今回の答申では議員報酬は据え置きとなることから、他自治体、特に県知事、青森市長及び八戸市長との均衡を考慮し、3団体のうち、もっとも給料月額が低い青森市と同水準とする2.04%増額とする特例措置を平成28年度から2年間時限的に設けるものであります。

それでは、議案の内容について、ご説明いたします。別紙の旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。

第1条は、本年度12月に支給された期末手当につきまして、支給割合を現行の100分の155から100分の160にしようとするものであります。

第2条は、給料月額を現行の69万9000円から73万8000円とするものであります。また、来年度以降の期末手当の支給割合につきましては、6月の支給分を現行の100分の140から100分の142.5に、12月の支給分を第1条で改正した100分の160から100分の157.5とするものであります。ただし、教育長の給料月額の特例といたしまして、附則に「平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用につきましては、同項中「738,000円」とあるのは「713,000円」とする。」を加えるものであります。

最後に附則についてご説明いたします。

附則第1項及び第2項は、施行期日について定めております。第1条の規定は、平成27年12月1日に遡って適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行とするものであります。

附則第3項は、既に支払い済みの12月分の期末手当は改正後の手当の内払とみなし、改正による差額分を支払いする旨を規定しております。

以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 青森市長の例が出ましたが、八戸市長の給料月額はいくらですか。

○教育政策課長（鳴海 誠） 現行の八戸市長の規定上の給料月額は、113万5000円であります。また八戸市教育長の規定上の給料月額は、76万3000円であります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第7号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

・議案第8号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第8号及び議案第9号の審議にあたり、関係課長以外の退席をお願いします。

（関係課長以外退席）

- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、当日配付の議案を配付いたさせます。
（議案配布）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第8号県費負担教職員に係る異動内申について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 － 原案どおり可決）
- ・議案第9号について
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、当日配付の議案を配付いたさせます。
（議案配布）
- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第9号県費負担教職員に係る懲戒処分の内申について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 － 原案どおり可決）
- 委員長（九戸眞樹委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成28年第3回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前10時31分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 佐々木 健

署名者 土 居 眞 理